

令和7年度熊本地震震災ミュージアム情報発信業務委託 仕様書

1 業務名

令和7年度熊本地震震災ミュージアム情報発信業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和7年(2025年)12月12日(金)まで

3 業務の目的

県では熊本地震の記憶・経験・教訓を後世に伝えるため、熊本地震震災ミュージアムの取組みを推進している。また、熊本地震震災ミュージアムの中核拠点である「KI OKU」は令和7年(2025年)7月15日に開館から2年を迎える。そのため、熊本地震震災ミュージアムの取組みを広く情報発信し、認知度向上を図るとともに、熊本地震震災ミュージアムKI OKUの更なる誘客を図るため、以下の業務について必要な企画・運営業務等を委託する。

- (1) 熊本地震震災ミュージアムKI OKU開館2周年イベント
- (2) 団体研修等を誘致するためのバスツアー
- (3) 熊本地震震災ミュージアムKI OKUホームページの震災遺構モデルルート
のマップ作成

4 委託業務の内容

- (1) 熊本地震震災ミュージアムKI OKU開館2周年イベント
 - ・ 熊本地震震災ミュージアム KI OKU 敷地内(阿蘇郡南阿蘇村大字河陽5343-1)を会場とするイベントを実施すること。
 - ・ 開催日は令和7年(2025年)8月23日(土)、24日(日)の2日間とし、開催時間は両日とも午前10時00分～午後4時00分とすること。
(参考)KI OKU 開館時間 午前9時00分～午後5時00分
(最終入館午後4時30分)
 - ・ 本イベントのメインターゲットは「熊本県内在住の小中高校生及びその保護者」とする。ターゲットの参加につながる企画内容とすること。
 - ・ 集客の具体的施策を提案すること。
 - ・ 多くの県民に熊本地震震災ミュージアム KI OKU を知ってもらえるイベントとすること。
 - ・ 地域の特色も踏まえたイベントとすること。
 - ・ イベントでは、以下の内容を含むこと。
 - 熊本地震の記憶の伝承や防災に関する基調講演
 - 防災関連ワークショップ・展示
 - マルシェ
 - ・ イベント開催にあたり会場の設営及び撤収を行うこと。

- ・ イベント開催の情報発信及び広報等を実施し、集客促進を行うこと。
- ・ 来場者を事業ごと(基調講演、防災関連ワークショップ・展示、マルシェ)に計測し、業務完了報告書提出時に委託者へ報告すること。

(2) 団体研修等を誘致するためのバスツアー

- ・ 熊本市内を発着(集合・解散)とし、複数の震災遺構等を經由(下車、視察)したうえで熊本地震震災ミュージアム KIOKU を目的地とする日帰りのバスツアーを実施すること。(参加希望者の募集・受付等、バスツアー実施に必要な運営業務を含む。)
- ・ 企業や地域団体等の研修旅行を計画する企業の担当者や旅行業者などの参加につながる企画内容とすること。また、企画の周知・広報を企業等に行うこと。
- ・ 令和7年(2025年)10月及び11月に1回ずつ実施すること。
- ・ 参加者に対するアンケートを作成し、行程終了までに実施及び回収を行うこと。回収したアンケートについては、集計・分析のうえ、業務完了報告書に添付し提出すること。

(3) 熊本地震震災ミュージアムKIOKUホームページの震災遺構モデルルートのマップ作成

- ・ 県または市町村が定める震災遺構モデルルート(13件)のマップを作成し、データを委託者に提出すること。なお、モデルルートについては、審査参加表明者全員に委託者から発信する。
- ・ マップ 1 件当たりのデータは以下の条件で作成し提出すること。
 - データの容量: 5MB 以内
 - データのサイズ: 1920px以内×1080px以内
 - データの形式: 画像ファイル(.jpg または.png)
- ・ 県への提出期限は令和7年(2025年)8月29日(金)とする。

5 業務完了報告書の提出

- (1) 業務完了の際は、委託者へ対し、令和7年(2025年)12月12日(金)までにデータで提出すること。
- (2) 受託者は、業務完了報告書を提出し、委託者の検査に合格したときは、支払請求書を委託者に提出しなければならない。

6 著作権

- (1) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、全て委託者に帰属するものとする。
- (2) 受託者は本件委託の履行に伴い発生する成果物について、委託者及び委託者が指定する第三者に対して著作権人行使しない。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物(映像・写真・音楽等)を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。

- (4) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

7 受託者の責務

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって、別添「個人情報取扱特記事項」を遵守する。
- (2) 委託者の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、または、義務を第三者へ引き受けさせることはできない。
- (3) 委託者の承諾なしに業務の処理を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。
- (4) 業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む)のために必要となった経費は受託者が負担する。
- (5) 関係法令を遵守し業務に当たること。

8 その他

本仕様書に定めのない事項または仕様について疑義が生じた場合は、適宜協議のうえ、解決するものとする。

(別添)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第4 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る責任者(以下「個人情報保護責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報保護責任者又は作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

3 乙は、定めた個人情報保護責任者又は作業従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

(保有の制限)

第5 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、甲の指示を受け又は事前の承諾を得た上で、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(安全管理措置)

第6 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の安全管理のため、BCC(ブラインド・カーボン・コピー)によるメール送付の徹底、複数の職員による確認やチェックリストの活用、適正なサイバーセキュリティ水準の確保等の措置その他必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第7 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所を明確にし、あらかじめ書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の指示又は事前の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(持出しの制限)

第10 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関し取り扱う個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第11 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者（乙に子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。
2 乙は、甲の承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

第12 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合は、当該派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
2 前項に規定する場合において、乙は、甲に対して、当該派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第13 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が保有した個人情報が記録された資料・電子媒体等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。また、乙が管理する機器等に記録された電子情報については、適正に消去・廃棄した旨の報告を書面で提出するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(作業従事者への周知)

第14 乙は、作業従事者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報に他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条又は第180条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。

(指示・報告)

第15 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は本特記事項の遵守状況等、必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(実地調査)

第16 甲は、必要があると認めるときは、乙における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について随時実地に調査することができる。

(事故発生時の対応)

第17 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 甲は、第1項の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除及び損害賠償)

第18 甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。